

住民税非課税世帯等への 臨時特別給付金（**7**万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり**7**万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)の場合は受理した日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無（※両方は受給できません。）

支給対象

令和5年12月1日時点(基準日)で美瑛町に住民登録のある世帯で、世帯全員の令和5年度の**住民税非課税世帯**
(**住民税均等割が非課税**の世帯)

①通知対象世帯

令和5年12月1日（基準日）時点で、美瑛町に住民登録のある世帯のうち、給付対象となる可能性の高い方に対してR5.12月中に**通知文**を送付します。
申請が必要となる場合がありますので、内容に沿った手続きをお願いします。

詳しくは裏面「I」へ

②申請が必要な世帯(転入者等)

基準日時点で美瑛町に住民登録があり令和5年1月2日以降に転入した方を含む世帯のうち、町で課税情報が確認できなかった世帯や住民税が未申告の方がいる世帯については申請が必要となります。

詳しくは裏面「II」へ

支給要件の詳細は **裏面** をご確認ください。

給付金の支給手続き

I. 通知対象世帯

- 振込先口座の確認のため、通知文を送付いたします。
通知は「お知らせ」か「確認書」のどちらかが送付されます。
- 「お知らせ」世帯の場合、内容に変更がなければ返送は不要、
「確認書」世帯の場合は、返送が必要です。

↳ 口座の変更・修正がある場合は通帳の写しおよび本人確認書類も必要です。
その他、お問い合わせがあれば下記の窓口までお問合せをお願いします。



※通知文はR5.12月中に送付予定です。

II. 申請が必要な世帯(転入者等)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請期間：令和5年12月25日(月)から

令和6年2月29日(木)まで

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に美瑛町保健福祉課社会係⑤番窓口にて、直接または郵送でご提出ください。

※申請書は美瑛町ホームページでダウンロードいただくか、
美瑛町保健福祉課⑤番窓口で配布しております。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、
お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

美瑛町保健福祉課社会係
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口



0166-92-4245

受付時間 平日8:30~17:15

